

企業等の立地促進に関する条例、寒川町企業立地促進融資利子補助金交付要綱

【対象地域】

工業系地域・・・準工業地域、工業地域、工業専用地域

【対象企業】

製造業、情報通信業、自然科学研究所

【対象期間】

2021年3月31日までに立地した企業

1. 税制(不均一課税)

【適用要件及び投下資本額】

企業が立地のために固定資産(土地、家屋、償却資産)の取得に要した費用の総額が次の要件を満たすこと

- ・土地の取得を伴う場合：大企業3億円以上、中小企業5,000万円以上
- ・土地の取得を伴わない場合：大企業2億円以上、中小企業3,000万円以上

【支援内容】

固定資産税 税率1.4%→0.7%(1/2軽減)

都市計画税 税率0.2%→0.1%(1/2軽減)

【適用期間】

- ・土地の取得を伴う場合 7年度分
- ・土地の取得を伴わない場合 5年度分
- ・償却資産のみの場合 3年度分

2. 雇用奨励金

【適用要件】

左記の税制奨励措置を受ける企業で、立地の日の前後2ヶ月以内に新たに町民を常時雇用する従業員として雇用し、引き続き1年以上雇用していること

ただし、この従業員は雇用の日1年前から申請の日まで継続して町内に住所を有する者であること

【支援内容】

①1年2月雇用した場合：1人につき20万円

②2年2月雇用した場合：1人につき10万円

※障害者雇用の場合は10万円加算

※①②ともに上限10人

3. 寒川町企業立地促進融資利子補助金交付要綱

【適用要件】

「寒川町企業等の立地促進に関する条例」により税制上の奨励措置を受け、かつ神奈川県産業集積支援融資制度または、神奈川県企業誘致促進融資制度により融資を受けた企業等

【対象】

神奈川県産業集積支援融資制度又は、神奈川県企業誘致促進融資制度により受けた融資

【支援内容】

支払った利子の相当額(補助率100%)

【適用期間】

利子の返済開始月から最長5年(税制上の優遇措置が3年の場合最長3年)

寒川町中小企業施設整備資金特別融資要綱

【適用要件】

事業所又は工場等を町内に新設、増設する、又は設備を更新若しくは増設しようとする中小企業者で、税金を完納しているなどの一定の条件を満たしている方

【融資限度額】

5,000万円(融資対象の総事業費の80%を上限)

【融資利率】

年2.3%以下

【融資期間】

10年以内(据置期間6月以内を含む)

寒川町中小企業施設整備資金特別融資利子補助金交付要綱

【適用要件】

「寒川町中小企業施設整備資金特別融資要綱」により融資を受けた中小企業者(会社又は個人)

【支援内容】

支払った利子の1/2相当額(補助率50%)ただし、100円未満端数切り捨て

【適用期間】

利子の返済開始月から最長5年

寒川町中小企業事業資金融資要綱

【適用要件】

事業活動に必要な運転資金及び設備資金を資金使途とし利用する中小企業者で、税金を完納しているなどの一定の条件を満たしている方

【融資限度額】

500万円

【融資利率】

年2.3%以下(内1.3%分を金融機関へ補給するため実質1.0%以下で利用いただけます)

【融資期間】

60月以内(据置期間4月以内を含む)

問合せ

寒川町産業振興課商工労政担当 (0467)74-1111